

奨学金貸与条例を制定

平成5年度予算決る

平成5年度予算などを審議する三月定例議会が三月十日から二十一日まで開かれました。初日の一般質問では、「道の駅誘致」「交通安全対策」「フッ素洗口」「読書いっばいのまちづくり」「村の不燃物の埋立地」「村の有効的土地利用開発」などについて村長の考えをたずねました。

また、二日目は、村長提出の平成四年度一般会計補正予算など十七議案が可決、承認され、奨学金貸与条例や平成五年度予算など八議案が特別委員会に付託されました。付託された案件は、最終日の二十二日に委員会の報告がなされ、それぞれ原案どおり可決されました。

成五年度予算など八議案が特別委員会に付託されました。再任されました。横越村家庭福祉員派遣に伴う費用徴収条例の一部改正について

利用者世帯の階層区分毎に時間当たりの利用者負担額のそれぞれ一部改正を行いました。

横越村村道占有料等徴収条例の一部改正について

村の電柱・電話柱・街灯柱などの占有料の一部を改正しました。

特別職の報酬引き上げ

平均4%の改訂

三月定例議会にて特別職等の報酬改訂が行われ、四月一日より引き上げられることになりました。

報酬改訂は、村特別職報酬等審議会(野村一衛会長)に諮問した結果、二回の審議を経て答申されたもので、今回決まった報酬額は答申に基づき県下町村や郡内の実態及び一般職の給与等を勘案して平均4%程度の改訂が行われました。

職名	報酬(月額)	引上率
村長	720,000円(693,000円)	3.9%
助役	570,000円(548,000円)	4.0%
収入役	538,000円(518,000円)	3.9%
教育長	495,000円(475,000円)	4.2%
議長	246,000円(235,000円)	4.7%
副議長	194,000円(186,000円)	4.3%
委員長	178,000円(170,000円)	4.7%
議員	175,000円(167,000円)	4.8%
監査委員(議)	32,300円(31,000円)	4.2%
同	22,100円(21,200円)	4.2%
(議員)農委	49,400円(47,500円)	4.0%
同代理	32,200円(30,900円)	4.2%
同委員	27,700円(26,600円)	4.1%
教育委員長	35,600円(34,200円)	4.1%
同委員	27,700円(26,600円)	4.1%

公的年金受給権者「現況届」

証明手数料無料

政府管掌の公的年金受給権者は、年に一度、引続き年金を受ける権利を有しているかどうかを確認するために「現況届」を提出しなければなりません。

この時、村長の証明が必要ですが、平成五年四月一日より証明手数料が「無料」になりました。

現況届を指定日までに提出しなかったときは、年金の支払いが一時差止められますので注意して下さい。

また、現況届のハガキが誕生日までに未着の場合は、役場住民課、国民年金係に連絡して下さい。

二厚志に感謝

このたび、横越中地区青少年育成会(代表 佐藤豊次)より、大晦日のスルメ売上代金の収益金の一部、二万円を社会福祉に役立てて下さいと、村に寄附がありました。

早速、社会福祉協議会に伝達し、大変喜ばれました。

また、勲五等瑞宝章を受賞された沢海の小林廣次さん(胸)の祝賀会を昨年しました。叙勲祝賀会発起人より社会福祉に役立てて下さいと一〇、二五六円の寄附金があり、村社会福祉協議会に伝達し、大変喜ばれました。

人事異動(係長以上) 〆付

(一) 内は前職

総務課長 渡辺孝二(農政課長) 農政課長 江口慎二(庶務行政係長兼消防係長) 庶務行政係長兼消防係長 昇格 庶務行政係長兼消防係長 昇格 本間富雄(商工労働係長兼観光係長) 商工労働係長兼観光係長 駒田康(農政課) 昇格 小杉保育園園長 井浦華穂(保健福祉課) 昇格

新採用 〆付 (一) 内は課長

岩田直美(税務課) 佐藤和佳(保健福祉課) 井越奈美(建設課) 市村広典(企業課) 高木剛(中央保育園保母)

退職 〆付

柴沢文雄(総務課長) 高橋真智子(小杉保育園園長) 野口初枝(税務課)

県が国土利用計画法届出事務説明会を開催

土地月間の行事の一環として、次のとおり、県主催による国土利用計画法の届出事務説明会を開催されます。

〇日時 4月8日(木)午後2時

〇会場 県庁、西回廊2階講堂

4月は、「土地月間」

土地取引のまえに……

一定面積以上の取引については届出が必要

地価公示は、役場建設課で閲覧できます。

横越村手数料条例の一部改正について(詳細は3P)

公的年金等の受給権者「現況届」の証明手数料を今までの有料のものを無料にするため一部改正を図りました。

横越村議会の議員の報酬・特別職の職員の給与、教育委員会教育長の給与と条例の一部改正について 別表

横越村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職等の給与の一部改正に伴い、非常勤のもの報酬及び費用弁償もそれぞれ改正を行いました。

横越村奨学金貸与条例の制定について(詳細は10P)

村の人材育成を図るため学業に優れ、かつ、心身ともに健全な学生であつて、経済的な理由により修学困難な者に対し、毎年度、予算の範囲内で学資の貸与を行うため新規に制定したものです。

短大 月額 二万円

国立公立大学 月額 二万五千円

私立大学 月額 三万円

平成四年度横越村一般会計補正予算(第五号)

既定の歳入予算の総額に三億三千万円を追加、二千七百二十万八千円を減額し、歳出予算の総額に三億五千二百四十一万七千円を追加、七千六百四十三万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を三十二億六千二百八十八万円としたもの。

主な補正内容

固定資産標準地鑑定委託料、老人保健特別会計繰出金、勤労者体育センター用地購入費、転作推進車購入費、園芸主産地形成事業補助金、一般農道整備事業(糸魚堀)負担金、公有財産購入費、県営かんがい排水事業及び農地防災事業負担金、消防施設用地購入費、総合体育館建設用地、各基金積立金を追加したものです。

平成四年度横越村国民健康保険特別会計補正予算(第四号)

既定の歳入予算の総額から八百二十七万七千円を減額し、歳出予算の総額に二万円を追加、八百二十九万七千円を減額し、歳入歳出予算の総額を五億六千三百九十九万六千円としたもの。

主な補正内容

退職療養給付費と予備費を減額し、保健施設費の通信運搬費を追加したものです。

平成四年度横越村水道事業会計補正予算(第三号)

既定の収入に二百六十万円を追加、支出に三百六十万円を追加、百万円を減額し、収入支出とも一億三千二百七十万六千円としたもの。

主な補正内容

有形固定資産減価償却費を追加し、修繕料を減額したものです。

平成四年度横越村総合体育館等用地先行取得事業特別会計補正予算(第一号)

既定の歳入予算の総額に千九百七十八万円を追加、六百五十五万五千円を減額し、歳出予算の総額に千六百七十五万二千円を追加、三百二十七万七千円を減額し、歳入歳出予算の総額を二億八千五百九十九万九千円としたもの。

主な補正内容

償還金利息及び割引料を追加したものです。

平成四年度横越村下水道事業特別会計補正予算(第四号)

既定の歳出予算の総額に三百万円を追加、三百万円を減額し、歳入歳出予算の総額を七億四千五百二十万一千円としたもの。

主な補正内容

施設補償費の追加と工事請負費を減額したものです。

平成四年度横越村老人保健特別会計補正予算(第二号)

既定の歳入予算の総額に二千二百二十九万九千円を追加、千二百九十一万四千円を減額し、歳出予算の総額に千四百七十八万八千円を追加、百二十六万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を五億一千三百七十四万三千円としたもの。

主な補正内容

老人医療給付費を追加したものです。

平成四年度横越村下水道事業特別会計補正予算(第四号)

既定の歳出予算の総額に三百万円を追加、三百万円を減額し、歳入歳出予算の総額を七億四千五百二十万一千円としたもの。

主な補正内容

施設補償費の追加と工事請負費を減額したものです。

平成四年度横越村老人保健特別会計補正予算(第二号)

既定の歳入予算の総額に二千二百二十九万九千円を追加、千二百九十一万四千円を減額し、歳出予算の総額に千四百七十八万八千円を追加、百二十六万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を五億一千三百七十四万三千円としたもの。

主な補正内容

老人医療給付費を追加したものです。

国土利用計画法は、このために制定された法律です。この法律は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため土地取引について届出制を設けています。

横越村で次の一定面積以上の土地の取引をしようとするときは、この法律により、あらかじめ知事に届け出なければならぬことになっております。

監視区域	市街化区域	市街化区域を除く都市計画区域	その他
三〇〇以上	五〇〇〇以上	一〇〇〇〇以上	可

個々の取引面積は小さくとも合計すると一定面積以上となる一団の土地についても届出が必要です。

届出から契約まで

届出をしようとするときは、取引の当事者(売買の場合は、取引の予定価格や利用目的を記入した知事あての届出書)を、役場建設課へ届出書を結び六週間前までに役場建設課へ届出して下さい。

届出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査をし、不相当と認めるときは、取引の中止または変更を勧告することがあります。

それ以外の場合には、届出日から六週間以内に勧告をしない旨文書で通知します。この通知を受け取れば契約ができることとなります。

届出が必要な土地取引

届出なければならない土地取引は、次の要件のものであります。

- ・ 売買
- ・ 共有持分の譲渡
- ・ 営業譲渡
- ・ 譲渡担保
- ・ 代物弁済
- ・ 交換
- ・ 予約完結権・買戻権等譲渡地上権・賃借権の設定、譲渡

届出をしない

届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をするなど六カ月以下の罰金が課せられることがあります。

なお、届出に必要な用紙は、役場建設課にあります。詳しいことは、役場建設課へおたずね下さい。

公有地の先買い制度についてお知らせ

県、市町村等が住みよい街づくりのために必要道路、公園などの公共用地を計画的に取得することを目的に昭和四十七年「公有地の拡大の推進に関する法律」が制定されました。

この法律は、土地所有者が土地の売買などをするとき、知事に届け出ること。県、市町村等に買取りを希望するときは、知事に届出ができること。

この制度により、届出・申出をされず、その土地が公共施設の建設に必要な場合には、県、市町村等が土地の所有者と協議を行い、合意に達すれば、その土地を買取ります。

買い取られた土地所有者の方は、譲渡所得の千五百万円の特別控除が受けられます。

届出の必要な土地は

- ① 都市計画決定された施設等の区域内の百平方メートル以上の土地
- ② 市街化区域の二千平方メートル以上の土地、その他、都市計画区域の五千平方メートル以上の土地

申出の必要な土地は

- ① 都市計画区域内等の百平方メートル以上の土地